

ARAKUSA

あらくさ

ささえよう 広げよう みんなの力で—

名古屋法律事務所
友の会ニュース

2022.8 No.122

TAKE FREE

特集 第40回友の会総会

事件報告

大垣警察市民監視事件

名張毒ぶどう酒事件

セミナー

インボイス制度の
中止を求めます！



トピックス 日本遺産～藍染が風にゆれる町～

有松しぶりを
訪ねて

総会をふりかえる

記念講演

ホントに『憲法』かえちゃっていいの?

~「アベ・スガ」去っても変わらない一人ひとりが尊重される社会を求めて~

元文部科学事務次官
現代教育行政研究会代表

講師 前川 喜平さん



金井弁護士による司会、水谷弁護士の講師紹介に続いて、元文部科学事務次官、現代教育行政研究会代表の前川喜平さんによる「ホントに『憲法』かえちゃっていいの?」(アベ・スガ去っても変わらない一人ひとりが尊重される社会を求めて)の記念講演が行われました。以下ご講演の内容を抜粋でお伝えします。

ロシアのウクライナ侵略
ロシアのウクライナ侵略は、明らかな国連憲章に反する違法行為であるし、国際人道法に反する行為です。ウクライナ侵攻に伴い、日本では軍拡路線の気運が強まっているが、そのようなことをすれば東アジアでの緊張を高めることとなるので、やめるべきです。

アメリカからの真の独立

岸田首相が、アメリカとの核共有

国際社会における「法の支配」
日本は、軍拡競争による力の支配ではなく、国連を中心とした世界の平和に向けて努力すべきです。ロシアの反対により、国連で決議ができるないという現状の安全保障理事会体制はおかしいのです。国連改革が必要です。

任命拒否問題

自民党にとって、日本学術會議は、目の上のたんこぶのような存在であり、その弱体化をはかったのが任命拒否問題です。任命拒否は、学問の自由の侵害だけでなく、表現の自由の侵害でもあり、日本学術會議法にも反する行為でもあります。

民主主義の破壊
アベ・スガは、国会でまともに答弁しないことで、国民に何も説明せず、民主主義に反した政治をしました。

ウクライナ特別決議と募金の報告・お礼

友の会は、4月23日の総会において、今もなお続

くロシアのウクライナ侵攻に強く抗議し即時撤退を求める特別議案を緊急提起し、満場の賛成をもって承認されました。

さらに会場で行つた募金活動と後日行つた事務所員の分を合

わせて、2万1401円を日本赤十字社の「ウクライナ人道危機救援金」に送付しました。ご協力ありがとうございました。ご協力も、一応審議会での議論をふまえて、教科書の検定を行っています。

しかし、自公政権の下で教科書検定基準について、政府見解を明記するよう改訂するなど、政治が学校教育に介入し、学習指導要領・教科書検定が捻じ曲げられているのです。

政治のた
くらみは、明
確な憲法違反
です。
(友の会総会
実行委員)

……感想……

ご自身が事務次官

時代に、教科書検定基

準の変更に携わった話

です。

アモ交えて有意義かつ樂し

い時間を過ごすことができ

ました。貴重なお話しをして

いたいた前川さんに感謝い

たします。



弁護士
小宮 千歩
こみや ちほ

かわらず、家制度を前提とする教

育勅語を復活させようとする自公

友の会は、4月23日の総会において、今もなお続

くロシアのウクライナ侵攻に強く抗議し即

時撤退を求める特別議案を緊急提起し、

満場の賛成をもって承認されました。

さらに会場で行つた募金活動と

後日行つた事務所員の分を合

わせて、2万1401円を日

本赤十字社の「ウクライナ人道危機救援金」に送付しました。ご協力も、一応審議会での議論をふまえて、教科書の検定を行っています。

しかし、自公政権の下で教科書検

定基準について、政府見解を明記す

るよう改訂するなど、政治が学校教

育に介入し、学習指導要領・教科書

検定が捻じ曲げられているのです。

政治のた
くらみは、明
確な憲法違反
です。
(友の会総会
実行委員)

……感想……

ご自身が事務次官

時代に、教科書検定基

準の変更に携わった話

です。

アモ交えて有意義かつ樂し

い時間を過ごすことができ

ました。貴重なお話しをして

いたいた前川さんに感謝い

たします。

アモ交えて有意義かつ樂し

い時間を過ごすことができ

ました。貴重なお話しをして

いたいた前川さんに感謝い

<p

友の会40周年記念

40周年 記念動画

は誰も知らずに。
それが撮

の各所員の笑顔のショットが意
外と癒やされる結果に。

風景やラスト

ずら」が沢山ある（架空の「衣装協力
ロゴ」など）ので要注意。

構成、撮影、音楽著作権申請など、
編集以外は所員で行つた力作で、制

撮影ホイントは？

一応「（セミ）ドキュメンタリー」

業が最優先なので、これが結構ぎつ
かつた。

40周年なので、古い写真はかなり
ある。それをスライド化して映写す
ればそれなりに。いやいや待て待て、
それでは全くつまらない。動画の時
代、歴史をたどるだけでなく、今の事
務所の生の姿を映像化できなか
ら始まった。

「プロフェッショナル」「世界ふれあ
い街歩き」「サラメシ」（何故か「某放
送協会」ばかりですが悪しからず）、
など人気番組のパロディーチックに
作れば面白いんじゃないの。それは、
そんな「ボス」のふとした思いつき

どんな企画内容？

であるので、「インタビュー」はさて
おき、弁護団や講師活動などの行事

撮影は基本的に「事前にスケジュ
ルを把握せよ。チャンスを逃すな。
カメラマンを配置せよ。」が基本。本
業が最優先なので、これが結構ぎつ
かつた。

作期間はなんと10か月。担
当スタッフには苦労をかけ
ました。また、編集をお願い
した徳永敦さん（事務局長
配偶者）、有り難うございま
した。

ご好評？につき「50周年に
はもっとすごいものを作るぞ！」

弁護士・税理士の「活躍」はメイン
に違いないが、所員の食事会
やティータイム

お気に入りポイントは？

に違いないが、所員の食事会
やティータイム



監督 松本篤周
まつもと あつひろ

友の会事 幹

【三役】

会長 牧野 浩
副会長 植村 寛郎
事務局長 大井 丈二

【会計監査】
木村 美知

【顧問】
太田 義郎 倉元 孝幸

【幹事】

飯田 哲也 石原 愛子
井上 熱 植村 寛郎
大西 龍吉 岡田 エツコ
小林 純 最賀 猛
谷藤 賢治 塚本 时夫
堀 恵子 牧野 浩

伊藤 明 伊藤 良孝
植木 日出男 梅北 政義
川合 一成 影山 一郎
佐竹 康弘 島田 秀年
服部 守延 原田 隆
松本 茂満 森 雅欣

板倉 浩幸 太田 義郎
大井 丈二 久野 賢一
木村 美知 倉元 孝幸
杉本 恒 館 克典
坂野 逸朗 藤井 将俊
森田 立雲 山下 立雲

※幹事の小川義廣さんが今期退任されました。今までありがとうございました。※幹事の山田紀幸さんが本年4月18日にご逝去されました。謹んでお悔やみ申し上げます。

【事件概要】

2014年の新聞報道によって、岐阜県警大垣警察署警備課(公安警察)の警察官が、中部電力の子会社(シーテック社)に対し、同社の進める風力発電施設建設に關し、大垣市の住民4人の個人情報を提供し警戒を呼びかけたことが判明。情報提供の対象とされた4名の住民が、公安警察による個人情報の収集、保有、利用、第三者提供は憲法に反するとして、岐阜県(岐阜県警)に対して国家賠償請求を、また岐阜県と国(警察庁)に対して保有している個人情報の抹消を求めた裁判。

大垣警察市民監視事件

～警察の情報提供は「違法」と断罪～

弁護士 樽井 直樹
たるい なおき



警察の情報提供の違法性を認める画期的判決

2022年2月21日、岐阜地

方裁判所は、大垣警察が住民の情報を提供したことは違法であるとして賠償を認める原告勝訴判決を下しました。「被告岐阜県は、各原告に、金55万円を支払え」。裁判長が判決全文の朗読を終えた後、岐阜地裁の法廷は拍手と歓声に包まれました。

判決は、憲法13条によつて「何人も、個人に関する情報を第三者にみだりに提供されない自由」を有するとし、大垣警察が提供した情報は、原告らの私的又はその思想信条にかかる活動及び事柄に関するもので、個人に関するプライバシー情報であり、そのような情報の第三者提供は「正当な理由」がない限り違法であるとしました。そして、判決は、情報提供に正当な理由があるかどうかについて詳細に検討し、地元住民が開催した風力発電の勉強会が地域社会の公共の安全や秩序の維持に影響を与えるものが地域社会の公共の安全や秩序の維持に影響を与えるものではなく、その他の原告については何らの関与すらしていな

かなかったことから、「原告らの活動により公共の安全と秩序の維持に危害が及ぼされる危険性は具体的に生じていなかつたばかりか、抽象的にも生じていたとはいえ」ず、情報提供の必要性があつたとは認められないとしました。

そして、大垣警察が、思想信条に関連する情報や秘匿性の高い情報を、必要性がないのに、積極的かつ意図的に、かつ複数回にわたり継続的にシーテック社に提供したものであり、「かかる情報提供の具体的な態様は悪質といわざるを得ない」として、原告各人に55万円の損害を認めました。

その後、原告らと岐阜県は、この判決を不服として3月に控訴し、現在名古屋高裁で控訴審が開かれていますが、控訴審では、情報収集活動についても控訴審では、情報収集活動についても違法と認めさせ、警察が保有している原告らの個人情報の抹消を認めさせることになりました。

控訴審では情報収集の違法性が焦点に

岐阜県は、裁判の中で、個人の情報を収集することや提供したことについて通常の警察業務の一環であると主張して、警察がどのような情報を、いつ、どのように収集し、保管しているかといつたことが外部に明らかになります。今後の情報収集活動自体の遂行が困難になるばかりか、公共の安全と秩序の維持に影響を与えるものかになれば、今後の情報収集活動 자체の遂行が困難になるかもしれません。

かにかかることで、原告らの個人情報の抹消を認めさせることになりました。

大垣警察市民監視違憲訴訟の勝利をめざす「もの言う」自由を守る会

(略称「もの言う」自由を守る会)

共同代表 稲葉當意 (真宗大谷派信願寺住職 - 安八郡神戸町 -)
横山文夫 (弁護士・長良橋通り法律事務所所長 - 岐阜市 -)

■ 連絡先
弁護士法人ぎふコラボ 西濃法律事務所
〒503-0906 岐阜県大垣市室町2-25
Tel : 0584-81-5105 Fax : 0584-74-8613
E-mail : seinolaw@nifty.com (☆@に)

■ 会費・カンパ振込先
«郵便振替»
記号番号 = 00800-0- 216504
加入者名 = 「もの言う」自由を守る会
お問い合わせフォームは [ここをクリック](#)



お問い合わせ



「もの言う」自由を守る会ホームページ
<https://monoijiyu-ogaki.jimdo.com/>



判決当日、岐阜地裁で報告をする弁護団(左端が樽井弁護士)

【事件概要】

1961年3月28日夜、三重県名張市葛尾の公民館で、生活改善クラブの総会後の宴会で振る舞われたぶどう酒に混入されていた農薬による中毒により、ぶどう酒を飲んだ女性17名のうち5名が死亡し、12名が入院した事件。

ぶどう酒を会長宅から公民館へ運んだ奥西勝さんが犯人として逮捕された。第一審では無罪だったが、控訴審で逆転有罪死刑判決となる。

勝さんは死刑確定後も無罪を訴えていたが、2015年に獄中死したため、妹の岡美代子さんが遺志を継いで闘っている。

供述調書9通が開示されまし
て、この事実から混入さ
れた毒物がニッカリン
を繰り返し、鑑定書等の信用性
を完全否定しました。

次に、当審では過去に検察が
「存在しない」と報告していた
と、通常のぶどう酒を飲んだこ
とのある人が本当にニッカリ
ンT入りのぶどう酒を飲んだこ
と違和感を覚えると
い」と違和感を覚えると
は考えられません。従つ
た。うち3通は、「宴会準備時点
でぶどう酒瓶に封緘紙が巻か
れていた」という内容の供述で
あった。糊鑑定で明らかになつた未
開栓の偽装工作がなされたこ
とと矛盾なく説明でき、他方
で、毒物混入時に封緘紙が外れ
て落ちたとする勝さんの自白
や確定判決と矛盾するのです。

そのような重要な意味を持つ
証拠に対し、本決定は、封緘紙
の有無は「一般的に関心をもつ
て観察すべき対象ではない」と
して信用性を限定（ほぼ否定）
しました。



毒物が混入された葡萄酒の瓶（実物）

名張毒ぶどう酒事件 第10次再審請求異議審 ～結論ありきの不当決定～

弁護士 中川 亜美
なかがわ あみ



高等裁判所刑事第2部は、第10次再審請求異議申立て（異議審）を棄却する不当決定（本決定）をしました。僅か33頁の決定文に対し、弁護団は約280頁にもわたる特別抗告申立書を提出し、闘いの場は最高裁判所第3小法廷へと移りました。

当審で提出された主要な新証拠の一部とそれに対する裁判所の判断を報告します。

ことごとく否定された新証拠

まず、封緘紙の裏面の付着物についての鑑定（糊鑑定）は、未開栓の偽装工作を裏付けるものです。毒物混入のために開栓した後に封緘紙を貼り直した場合、「封緘紙の落下場所が犯行場所」とはいえなくなり、確定判決に重大な疑いが生じます。しかしながら、本決定は、弁護団が求める鑑定人の尋問等を行わない一方で、素人的判断で随所に「説明されていない」

と、通常のぶどう酒を飲んだこと違和感を覚えると、このある人が本当にニッカリ

う酒が「油臭い」「石油臭い」という供述もありました。他方で、ニッカリントを入れたぶどう酒とぶどう酒のみを比較して「臭気に変化なし」とする証拠があります。これらによる

と、通常のぶどう酒を飲んだこと違和感を覚えると、このある人が本当にニッカリ

弁護団は再審を求め 特別抗告

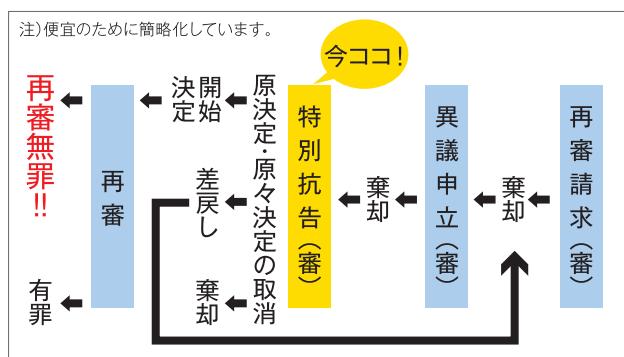
再審請求にも「疑わしきは被告の利益に」という刑事裁判の鉄則は適用されます。そして、再審請求が認められる要件である「無罪を言い渡すべき明らかな証拠」とは、もし当該証拠が「確定判決を下した裁判所の審理中に提出されていたとするならば、はたしてその確定判決においてなされたよう

る」と言わざるをえません。

本決定は、最高裁判例の判断基準を全く無視し、新証拠の持つ意味をことさら無視した結果ありきの不合理な判断であると言わざるをえません。

Tではないと考えるのが合理的です。この点、本決定は、「臭いのか」という観点から新旧全証拠を総合的に判断すべきとするのが最高裁判例です。

以上の考え方を前提とすると、今回提出した新証拠が当時の控訴審に提出されていた場合、はたして勝さんは有罪になるでしょう。



インボイス制度の中止を求めます！



丸山 良恵

ら登録事業者番号をもらうこともできません。

B店が登録事業者でなければA店は「仕入税額控除」が使えず、100円の納付で済むところ500円納付しなければなりません。これにより、A店はB店との取引を止めてしまうでしょう。または、A店はB店に消費税分を値引きさせるかもしれません。

いよいよ来年10月より消費税のインボイス制度が始まります。

消費税のポイント

【仕入税額控除】

私たちちは毎日の買い物で消費税を支払っています。5500円のシャツには500円の消費税が含まれています。この消費税はどうなるのでしょうか？

シャツを売ったA店がこの消費税を国に納めます。ただし500円を納めるのではありません。A店はシャツをB店から4400円で仕入れたことを記載すれば「仕入税額控除」が使えました。しかし、インボイス制度のもとではさらなる条件がつきます。

- ①仕入先のB店が登録事業者であること。
- ②B店からの請求書等に登録事業者番号が記載されていること（登録事業者番号が記載された請求書等をインボイスといいます）。

※1 消費税の課税事業者は、年間の売上が1000万円超の事業者です。

一方、年間売上1000万円以下で消費税の申告・納税をしなくてもよい事業者を免税事業者といいます。

円です。500円から400円を差し引くことを「仕入税額控除」といいます。もしも「仕入税額控除」がなければ500円納めなければならないわけですから「仕入税額控除」が業者に

では、登録事業者には誰でも

なれるのでしょうか？ 違いま

す。登録事業者になれるのは消費税の課税事業者（※1）のみです。消費税の課税事業者でなければ登録事業者になれず、国か

とつていかに重要かおわかりになるとと思います。

インボイス制度とは

インボイス制度はこの「仕入税額控除」に条件をつけます。

これまで、シャツを仕入れたときの請求書等を保管し、帳簿にB店から4400円で仕入

れたことを記載すれば「仕入税額控除」が使えました。しかし、インボイス制度のもとではさらなる条件がつきます。

①仕入先のB店が登録事業者でないこと。

業者を選択することにより予測される税収増は2480億円とされています。

このようにインボイス制度は、事実上、課税業者になることに追い込むことによって、中小零細企業に大きな負担と混乱をもたらすだけでなく、経営自体を成り立たなくさせるおそれもあります。

（以下、「日商調査結果」という）によると、課税事業者の20・8%が「免税事業者との取引は一切、又は一部行わない」「経過措置（※2）の間は取引を行う」と回答しています。

また、免税事業者の20・3%が課税事業者になる予定と回答し、4%の事業者が廃業を検討していると回答しています。

※2 経過措置：免税事業者からの仕入でも2023年10月から3年間は80%仕入税額控除ができる、さらに3年間は50%控除ができるというものです。

税理士法人なごや経理事務所移転しました

なごや経理が、6月6日よりビル3階から1階へ移転しました。

今までの倍のスペースになり、相談室も2つ完備しています。また、執務スペースも広くなりました。これからもなごや経理と関係のある方とのご縁を大切に業務を行っていきます。

（税理士・西村匡史）

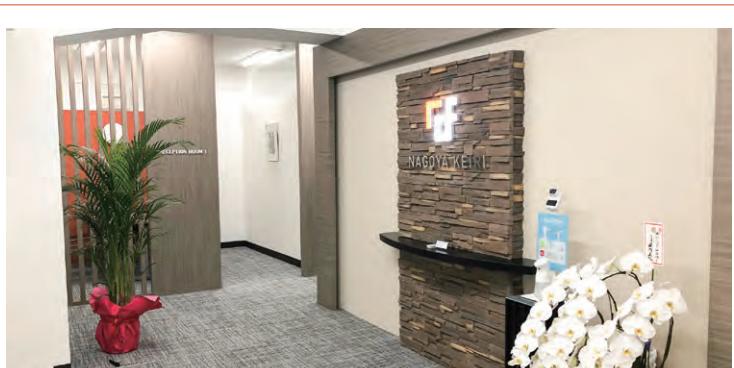
なごや経理が、6月6日よりビル3階から1階へ移転しました。

今までの倍のスペースになり、相談室も2つ完備しています。また、執務スペースも広くな

詳しくは
税理士法人
なごや経理

税理士
西村・丸山・小鹿
まで

TEL 052-451-7747
FAX 052-451-7748





〈岡家住宅〉 名古屋市指定文化財・都市景観重要建築物
江戸末期に建造され、一棟の建物としては有松で最大級。連子格子・なまこ壁・虫籠窓・塗ごめ造りなど重厚な建築形態を今に残している。

日本遺産～藍染が風にゆれる町～ 有松しぶりを訪ねて



弁護士
兼松 洋子
かねまつ ようこ

名古屋市緑区有松にある有松・鳴海絞会館の一室をお借りして、毎月第4土曜日に無料法律相談会を開催しています。私と金井弁護士が交互に担当することになり、2ヶ月に一度は有松の町並みを歩く機会に恵まれています。

400年の歴史

有松は、人家のない荒地だったところ、1608年（慶長13年）の尾張藩による移住奨励によって拓かれ、最初の移住者が、絞り染めを始めたそうです。東海道の往来者向けの土産物として知れ渡るにつれ、産業として大きく発展し、町並みも拡大したとのことです。このような400年余の歴史を持つ有松の町並みは、2016年に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定され、また、2019年には文化庁により「江戸時代の情緒に触れる絞りの産地～藍染が風にゆれる町 有松～」として日本遺産に認定されています。

有松紋の浴衣 今も大事に

名古屋市内に、このような江戸の情緒と伝統文化を満喫できる場所があることを、私は大学時代（数十年前）に実家が緑区に引っ越したこと为契机に知りました。その頃、有松絞



りの浴衣も仕立ててもらいたい、今も大事に持っています（写真は司法修習生の頃のものです）。様々な絞り製品に親しみながら、ゆるやかに曲がった東海道沿いの町並みをゆったり歩くと、江戸時代の旅人気分を味わえます。また、町並みと伝統工芸を守り、発展させてきた地元の方々の熱い思いも伝わってきます。皆様も是非、歩いてご覧になつてはいかがでしょうか。



退所のご挨拶

弁護士
水谷 陽子
みずたに ようこ

2022年5月末日をもつて、退所致しました。

友の会の活動や、愛知の様々な市民運動を通じて多くの方たちにお会いでき、とてもお世話になりました。感謝申し上げます。

移籍先（左記）は、性的マイノリティに関する裁判や弁護士会内の活動とともに取り組んできた先輩弁護士の事務所です。これらも、性的マイノリティの方が安心して相談できる弁護士として精進いたします。

名古屋市東区泉1-1-23 バムスガーデン216
ミツレ・フォーリエ法律事務所
TEL 052-961-3810

秋の有松さんぽと絞り体験のご案内

- 日時／10月30日(日)
10時名鉄有松駅集合
- 内容／絞り体験と山車会館見学→昼食→ガイド付き散策→14時現地解散
- 参加費／5,000円
- 申込は名古屋法律事務所へ
(定員になり次第締め切り)

※新型コロナ感染状況により中止になる場合があります。

お知らせ・ご案内

ゴルフ愛好会

ゴルフコンペのお知らせ

■と き／9月23日(金・祝)
■ところ／愛岐カントリークラブ
※参加ご希望の方は、事務局・榎山までお問い合わせください。
TEL:052-451-7746

「あらくさ」へのご意見・ご感想をお寄せください。



ご相談受付

要予約

電話・オンライン法律相談のご案内

ご自宅にいながら、弁護士に電話やZoomを使用したオンライン相談が可能です。

そもそも弁護士に依頼すべき?とお悩みの方もお気軽にどうぞ。



この地に根ざして40年。
あなたに身近な法律事務所



■お申し込み・お問い合わせは名古屋法律事務所友の会まで

法律相談は、あらかじめお電話またはホームページの予約フォームでご予約下さい。

愛知県弁護士会所属 弁護士 松本 篤周 弁護士 加藤 美代 弁護士 兼松 洋子
弁護士 樽井 直樹 弁護士 吉川 哲治 弁護士 酒井 寛
弁護士 金井 英人 弁護士 中川 亜美 弁護士 小宮 千歩
名古屋税理士会所属 税理士 丸山 良恵 税理士 西村 匡史 税理士 小鹿 啓子

■弁護士法人 名古屋法律事務所 本部事務所／名古屋法律事務所友の会

TEL 052-451-7746 FAX 052-451-7749

■弁護士法人 名古屋法律事務所 みなと事務所

TEL 052-659-7020 FAX 052-654-7749

■税理士法人 なごや経理

TEL 052-451-7747 FAX 052-451-7748



名古屋法律事務所
ウェブサイト

ホームページ <http://www.nagoyalaw.com> Eメール info@nagoyalaw.com

編集後記

暑中お見舞い申し上げます。リニアアル第2弾の刊行です。前号の表紙は40周年を記念してお祝いのケーキ。本号では真夏に清涼を感じられるものを、ということで白羽の矢が立つたのが有松絞り。そこからはトントン拍子。やっぱ構図。街並みも入れたいな。こうして構想から撮影まで全ページが手前味噌ですが、何とか発行まで漕ぎ切ることができました。ご協力を頂きました有松鳴海絞会館様、御礼申し上げます。